

第 1 1 0 号議案

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償  
に関する条例の一部改正について

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年長岡京市条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告に準じた職員給与の変更に関する特例を規定するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年長岡京市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p><u>（給料表に関する特例）</u></p> <p>4 <u>給与条例に規定する行政職給料表(1)又は医療職給料表の改定が行われる場合における給与条例に規定する行政職給料表(1)（保健医療業務従事者にあつては、医療職給料表）の準用については、第3条中「長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号。以下「給与条例」という。）に規定する行政職給料表(1)（保健医療業務従事者にあつては、医療職給料表）」とあるのは、「当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号。以下「給与条例」という。）に規定する行政職給料表(1)（保健医療業務従事者にあつては、医療職給料表）」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p>【加える】</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。